

(1) 東合川野伏間線 横断歩道橋設置外工事【指名競争入札】

【事業概要】

- ◇ 都市計画道路東合川野伏間線は、国道 210 号、九州自動車道久留米インターチェンジ、国道 322 号、国道 3 号、国道 209 号を結ぶ全体計画延長約 6.5 km、標準幅員 25 m の 4 車線道路で、本市の都市内道路ネットワークの根幹を形成する外環状道路です。
- ◇ この道路は、国直轄事業の国道 3 号鳥栖久留米道路及び久留米市事業の都市計画道路東合川野伏間線と一体的に市街地東部の環状道路を形成し、市街地における幹線道路の交通渋滞緩和等を目的とするものです。

【工事概要】

- ◇ 東合川野伏間線と高良川が交差する地点に、横断歩道橋を設置するもの。

【特記事項】

- ◇ 本案件は、1 億円を超える工事であり、本来総合評価方式で行うものですが、指名競争入札で行いました。その理由ですが、当初 1 月 25 日開札予定の総合評価方式による条件付一般競争入札を行いましたが、応札者が無かったため、再入札を指名競争入札で行うこととしました。
- ◇ 市内業者には、鋼構造物工事を 1 位希望する特定建設業許可業者がおらず、同種の施工実績を有する業者もいなかったため、市外業者に発注しました。

抽出事案説明書（指名競争入札）

工事名	東合川野伏間線横断歩道橋設置工事		
工事場所	国分町		
工事概要	横断歩道橋上部工 工場製作工 1式 工場塗装工 1式 仮設工 1式 横断歩道橋下部工外 基礎工 34本 躯体工 1式 排水工 22.8m 擁壁工 25m 階段工 1箇所 照明設備工 1式 道路土工 1式 舗装工（車道）101㎡		
予定価格	136,220,700円（税込）		
入札参加資格 (工事発注表参照)	入札方法	指名競争入札	
	構成	単体	
	市内・市外	市外	
	業種・希望順位	鋼構造物工事・1位希望	
	ランク	無し	
	建設業許可	特定建設業	
	技術者	監理技術者・専任	
	指名方法	平成14年4月1日以降、官公庁等発注の道路橋、鉄道橋又は歩道橋等の鋼橋工事の実績がある業者を指名	
	その他	-	
入札参加業者数 又は指名者数	12者（指名業者選定要領に定める指名定数）		
入札参加資格者	12者		
入札の経緯及び結果の説明	見積期間	17日	
	落札決定	4者抽選（入札結果参照）	
	当初は1月25日開札予定で総合評価方式一般競争入札を行ったが、入札不調（応札者無し）となったため、指名競争入札へ変更。		
	1月31日：選定委員会（高額） 2月1日：指名通知 2月17日：入札書の提出締切 2月18日：開札		

入札・見積結果等公表簿

予定価格 (消費税(相当額)抜き)	¥129,734,000	最低制限価格 (消費税(相当額)抜き)	¥110,352,000
----------------------	--------------	------------------------	--------------

起工番号	第 街009 号	工 種	鋼構造物工事		
工 事 名	東合川野伏間線 横断歩道橋設置外工事				
工事場所	国分町	履 行 期 間	契約締結の翌日から起算して 300 日間 年 月 日 ~ 年 月 日迄		
入札日時	平成 25 年 02 月 18 日 10 時 00 分		入札場所	総務部契約課入札室	
現場説明 日 時	年 月 日 時 分	無し			
落札または 決定業者	(株)山九 製造・調達部		契約金額	115,869,600	
	北九州市八幡西区築地町10				
指名理由	希望順位(1) 技術者要件(監理) 関連業者 施工能力 指名回数(0 回 ~ 1 回) 特定 受注無し 手持無し 手持(無し・小額)				
番号	商 号 又 は 名 称	立会人	第 1 回	第 2 回	見積額
1	(株)IHIインフラシステム 九州営業所		辞退		
2	片山ストラテック(株) 九州営業所		辞退		
3	(株)山九 製造・調達部		110,352,000	4者同額のため、抽選により決定	
4	高田機工(株) 福岡営業所	○	辞退		
5	瀧上工業(株) 福岡営業所		辞退		
6	(株)名村造船所 福岡営業所		110,352,000		
7	日鉄住金パイプライン&エンジニアリング(株) 九州支社		辞退		
8	日本鉄塔工業(株)福岡営業所	○	110,352,000		
9	(株)豊国エンジニアリング 九州営業所		128,880,000		
10	宮地エンジニアリング(株) 福岡営業所		辞退		
11	矢田工業(株) 九州営業所		110,352,000		
12	(株)横河ブリッジ 福岡営業所		辞退		
13					
14					

上記金額に100分の5に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。